

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書	
物品番号	仕 様 書 番 号
新型コロナウイルスPCR検査（キット含む）	防衛大臣承認 年 月 日
	作 成 令和4年 3月 1日
	変 更 年 月 日
	作成部隊等名 自衛隊長崎地方協力本部

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は自衛隊長崎地方協力本部が部外委託する新型コロナウイルスPCR検査について適用する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書等に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、この仕様書に定める内容が優先する。

#### a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

#### b) 関連文書

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）

## 2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

## 3 役務に関する要求

### 3.1 全般

本役務は、PCR検査キット一式の発送、検体回収、検体検査、検査結果通知を行うものとする。

### 3.2 規格等

PCR検査キットは、唾液によるものとし、検体の採取は個人で実施できるものとするほか、検体回収に際しては返送用封筒又はこれに準ずるもののが含まれるものとする。

### 3.3 PCR検査キットの発送

納品先は自衛隊長崎地方協力本部（長崎県長崎市出島町2-25）とする。なお、納品期限及び個数は下表のとおりとする。

連番	納入期限	個数
1	令和4年3月10日	12
2	令和4年3月14日	116
3	令和4年3月16日	185
計		313

### 3.4 検査キットの返送

返送は、指定の返送用封筒又はこれに準ずるものにより、契約相手方に輸送するものとする。検査キットの返送費用はPCR検査キット代金に含めるものとする。

### 3.5 検体検査

- a) 個別の検体検査又はプーリング方式による。
- b) 一日当たり最大200検体の検査が可能な体制とする。

### 3.6 検査結果の通知

通知は、検体が契約相手方に到着後、概ね24時間以内に官側が指定する担当者及び検査受検者へ通知するものとし、通知要領はメール、webによるほか、全ての検査結果が終了後、官側が指定する担当者へ紙媒体（任意様式）で通知するものとする。通知内容には、検査の結果として、陽性又は陰性を明記するものとする。

## 4 品質・保証（契約履行の確認）

### 4.1 監督・検査

3月31日までに検査結果の通知をもって完成検査とするものとする。ただし、検体の返送がなかった場合は検査キットの送付をもって完成検査とする。

## 5 その他の指示

### 5.1 保全

契約相手方は、本役務で取り扱う個人情報の適切な管理を行うとともに、本役務で知り得た個人情報を役務従事者以外に漏えい又は官側の承認を得ないで転用してはならない。また、契約の一部を第三者に請け負わせる場合には、当該者に同様の保全の遵守をさせるものとする。

### 5.2 検体等の亡失及び損傷

施工上の不備による検体等の亡失及び損傷等の事故が生じた場合は、その責を契約相手方が負うものとする。

### 5.3 使用器材・機器

検査に必要な器材、機器は契約相手方が準備するものとする。

### 5.4 消耗品

消耗品は、PCR検査キット代金に含めるものとする。

## **5.5 検査実施時期について**

契約締結後、官側は名簿を契約相手方に通知するとともに、契約相手方は官側が指定する時期までにPCR検査結果通知を官側が指定する担当者及び検査受験者に通知できるようにするものとする。細部は官側と契約相手方との調整による。

## **5.6 仕様書の疑義**

契約相手方は、本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合には、速やかに官側と協議するものとする。